

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成二十八年五月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十七年八月十一日奈良県指令高土第二七一七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年五月十一日高土第八六九号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十八年五月十一日高土第三六〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市春日町二丁目四〇二番一、四〇二番一〇、四〇二番一一及び四〇二番一

二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高市郡高取町大字薩摩五二七番地

株式会社総建 代表取締役 北村憲一

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和高田市春日町二丁目四〇二番一

下水道 大和高田市春日町二丁目四〇二番一の一部